

名教委学 第1031号
令和2年8月31日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

小中学校における社会体育に関する学校施設開放の自粛の延長について(通知)

名護市立小中学校における学校施設開放の自粛については8月14日付け名教委学948号「部活動等及び学校施設開放の自粛の延長について(通知)」で通知しておりましたが、沖縄県は、8月29日までの緊急事態宣言を、9月5日(土)までさらに延長し、旧盆期間中を含めた感染拡大防止について県民のさらなる協力を求められています。

つきましては、各学校においても同様の認識の下、新型コロナウイルス感染拡大防止に引き続き努めていただきながら、みだしの事についての対応についてをお願いします。

記

1 社会体育に関する学校施設の開放について

- (1) 活動自粛期間中は、社会体育に関する学校施設の開放の自粛を延長する。
- (2) 自粛期間の延長を9月5日(土)までとする。
- (3) 学校施設開放再開については、9月6日(日)以降からの再開とするが、そのときの感染症拡大状況に応じて、自粛期間の延長もあり得る。

2 施設利用について

学校の児童生徒への可感染拡大防止の観点から、各学校においては施設利用にかかるガイドラインを別添(様式1)を参考に作成し利用者と共通理解する等、対応をご検討下さい。

◇本件担当◇ 名護市教育委員会 学校教育課
指導主事 根路銘国太